

よくある質問

Q 1 申請手続きはどうすればいいですか。

- ・申請書(特例制度用)のほか、収入や現預金の状況が分かる書類の提出が必要です。

Q 2 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

- ・例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には、口頭により状況をおうかがいします。

Q 3 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・「事業等に係る収入」とは、法人の収入(売上高)のほか、個人の方の経常的な収入(事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等)を指します。
- ・個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものでないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 4 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- ・黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば、特例を利用できます。

Q 5 フリーランスも特例の対象になりますか。

- ・フリーランスの方を含む事業所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 6 パートやアルバイトの場合も特例の対象になりますか。

- ・パートやアルバイトの方を含む給与所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 7 既に納期限を過ぎている場合、特例の利用は可能ですか。

- ・令和2年2月1日以降の納期限であって既に納期限を過ぎている場合、改正法施行日から2か月以内(令和2年6月30日まで)に申請を行えば、特例の対象となります。これにより、納期限から1年間は延滞金なしで猶予を受けることができます。

Q 8 前年の月別収入等が不明ですが、どうすればいいですか。

- ・昨年の年間収入を按分した額(平均収入)と今年の月別収入額を比較します。
- ・事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較します。

Q 9 収入が20%減少していない場合は特例制度の猶予はできませんか。

- ・本件特例の要件を満たさない場合でも、現行の地方税法第15条の規定による猶予制度を利用できる場合があります。詳しくは、市納税課にご相談ください。

Q 10 猶予期間終了後は一括して納付しなければならないでしょうか。

- ・特例の適用期間が終了した後に、現行の猶予制度により分割納付をすることもできます。詳しくは、市納税課にご相談ください。